建築改修工事特記仕様書

1. 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和元年版）」（以下、「改修標仕」という。）により、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下、「標仕」という。）による。

2. 改修標仕及び標仕のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。

3. 特記仕様
（1）項目は、番号に ◯印付いたものを適用する。
（2）特記事項は、⊙ 印付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ◎印 の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（5）G 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。

~~4. 前金払~~
~~契約金額100万円以上の工事にあっては、契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の４を超えない範囲内~~に限り前払金の支払を請求することができる。

~~5. 中間前金払/受注部分払~~の選択
~~契約金額100万円以上の工事にあっては、契約に当たり中間前金払又は部分払を選択することができる。~~

~~6. 中間前金払~~
~~契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の６を超えない範囲内~~に限り~~全ての要件を満たす場合に中~~間前払金の支払を請求~~することができる。~~

~~7. 中間前金払~~の要件
~~(1) 工期の２分の１を経過していること。~~
~~(2) 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。~~
~~(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の２分の１以上の額に相当するものであること。~~

~~8. 部分払~~
~~前払金と支払ったものについては工期中６回まで、前払金の支払がされていない~~のは工期中９回までとする。

9. 火災保険
契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後21日とする。

10. 県産資材の優先使用
（1）工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
（2）前項で定めた県産資材等を使用しない場合は、材料承認願の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督員に提出すること。

11. 下請工事における管内（県内）建設業者の優先使用
（1）工事の一部を下請に付する場合は（　　いち舟本野市　）管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
（2）前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督職員に提出すること。

12. 配置技術者等の途中交代
（1）技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職者等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
①　受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
②　工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
③　大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
（2）上記(1)のいずれの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

13. 電子納品
（1）本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン　（平成25年3月）」（以下「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
（2）ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
（3）電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

14. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を選挙区の県（発注者）及び警察に通報すること。
県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。

15. ダンプトラック等による過積載等の防止について
（1）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
（2）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
（3）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
（4）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
（5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
（6）下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
（7）(1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

16. 施工体制台帳の作成等について
本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けする場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること

17. 施工体系図の作成等について
本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。
ア　伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
イ　土砂やコンクリート設等の運搬のみを行う業務
ウ　工事現場の型枠(交通誘導を含む)を行う業務
エ　その他監督職員が記載を指示した業務等

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修　平成22年版） ・建築工事安全施工技術指針（官庁営繕部） ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）（官庁営繕部） ・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国交省通知122号等） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成25年11月28日厚生労働省令第131号） ・大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成26年6月21日法律第58号）
	② 工事実績情報の登録	※適用する（※工事請負金額 500万円以上　・（　　）　）　[1.1.4]
	3 品質計画等	・施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算　[1.2.2] ※風速（Vo=　　）m/s ※地表面粗度区分（ ・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ ） 適用工種　・ＡＬＣパネル(外壁)　・押出成形セメント板(外壁)・外壁石張(乾式)・長尺金属板葺 ・折板葺　・アルミ笠木　・ガラスブロック　・シート防水(機械式)・屋上緑化用システム
	4 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。　[1.3.3] ・要　　・不要
	⑤ 施工条件	標仕 [1.3.5] 以外の施工条件　　※現場説明書による　・図示　[1.3.5]
	⑥ 発生材の処理等	・発注者に引渡しを要するもの（　　）　[1.3.8] 引渡し場所　　※構内　・（　　） 再生資源化を図るもの又は廃棄するもの　・有　・無

分類	受入れ施設名	所在地	搬出距離(km)
・ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊			
・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊			
⊙建設発生木材			
⊙ｶﾞﾗｽ陶磁器類			

上記に示す受入れ施設は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。
※建設廃棄物処理計画書の作成
※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成

① 一般共通事項（続き）

⑦ 建築材料等
本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ及びＪＡＳマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（１）～（６）の項目を満たすものし、この証明となる資料又は、外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
（１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること
（２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
（３）安定的な供給が可能であること
（４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
（５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
（６）販売、保守等の営業体制が整えられていること
なお、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。
※工事に使用する材料は、アスベストを含有しないもの（含有率０．１%以下）とする。

⑧ 環境への配慮
本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の 1)～ 4)を満たすものとする。
1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘシキル等を含有しない揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
4) 1)の材料を使して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次の通りとする。

・規制対象外
①建築基準法施行令第20条の７第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の７第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
・第三種品
①建築基準法施行令第20条の７第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
②建築基準法施行令第20条の７第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
アスベスト含有建材
本工事に使用する材料については、アスベストは含有しないものとする。

⑨ 特別な材料の工法
改修標仕及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、当該製品の指定工法とする。

⑩ 一級技能士
下記により適用する技能士については、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をする　[1.6.2]
とともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	・アスファルト防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塗膜防水工事作業　・シーリング防水工事作業 ・左官　・建築板金
外壁改修工事	・左官　・タイル張り　・塗装（建築塗装作業）　・樹脂接着材注入施工
建具改修工事	・サッシ施工　・ガラス施工　・自動ドア施工
内装改修工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業　・ボード仕上げ工事作業 ・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）　・表装（壁装作業）　・左官 ・建築大工　・タイル張り
塗装改修工事	・塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・鉄筋施工　・型枠施工　・とび
ブロック、ＡＬＣ工事	・ブロック建築　・ＡＬＣパネル施工
石工事	・石材施工（石張り施工）
植栽工事	・造園
畳工事	・畳製作

11 化学物質の濃度測定
施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、　[1.6.6]
スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンを加えた６物質）の濃度を測定し、報告すること。
測定はパッシブ型採取機器により行う。
着工前の測定　・行う
測定対象室　・図示　・
測定箇所数　・図示　・
結果が良好でなかった場合には、監督職員と協議し対策を行うこと。

⑫ 完成図等
完成図　※作成する（完成図の種類　※全ての設計図　・（　　））　[1.7.2]
完成図の様式等　Ａ３縦小二つ折り製本　※３部　・（　）部　[表1.7.1]
Ａ２二つ折り製本　◎1部　・（　）部
・作成しない　｡Ａ２Ａ４申請折り製本　◎1部　・（　）部
保全に関する資料　・作成する（提出部数　※１部　・（　　）部）　[1.7.3]
※作成しない

⑬ 完成写真等
撮影箇所及び方法については、「工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編」による。
下記のものを監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする。

区分	分類	規格	部数	備考
着工前	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ ・カメラ	全景：ｷｬﾋﾞﾈｲｽﾞ 部分：ｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	※ １部 ・（ ）部	
工事中（検査状況）	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ ・カメラ	ｶﾗｰｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	※ １部 ・（ ）部	
完成時（出来形時）	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ ・カメラ	全景：ｷｬﾋﾞﾈｲｽﾞ 部分：ｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	※ 3部 ・（ ）部	外観4面/棟　内部全状況
実態調査用	※ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ	ｶﾗｰｻｰﾋﾞｽｻｲｽﾞ	※ 2部	外観4面/棟
電子データ	・完成時写真	・工事中写真	・着工前写真	

※100×125以上の原板を使う場合には、監督職員にあらかじめべた焼きを提出し確認を受ける。
※電子データは、RBG（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD-ROMにて提出する。
※外壁改修工事の施工状況は、工法毎に各面（東、西、南、北、階段室、屋上塔屋等）２箇所程度とし、完成は各面・工法毎に全箇所撮影する。
※各工法の施工状況（施工中の写真は、同じ番号で工事写真を撮影のこと。）

改修工法の種類	撮影する施工状況
ひび割れ部改修工法	・マーキング　・下地処理　・注入孔墨出し　・座金取付　・シール ・シリンダー取付状況　・注入状況　・仕上状況
欠損部改修工法	・マーキング　・はつり　・清掃　・鉄筋の錆落とし　・防錆材塗布 ・ステンレスピン打　・ポリマーセメントモルタル充填 ・仕上げ厚又は全塗厚が厚い場合の施工状況
浮き部改修工法	・マーキング　・穴あけ（ドリル使用）　・清掃　・エポキシ樹脂注入 ・ステンレスピン注入　・エポキシ樹脂注入後の浮き確認　・表面処理

完成写真の撮影業者　※監督職員の承諾する撮影者　・監督職員の承諾する撮影者

⑭ 設備工事との取り合い　設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
15 設計ＧＬ　※図示　・設計ＧＬ＝現状ＧＬ
⑯ 既存部分等への措置　工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修する。
⑰ 騒音振動の防止　低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する。
適用工事（土、地業、コンクリート、鋼筋、植栽、取りこわし等）
18 部分使用　この工事については部分使用は　・有（図示　）　・無
19 一部完成　この工事については一部完成は　・有（図示　）　・無

① 一般共通事項（続き）

20 中間検査　この工事については、中間検査を　・行う　・行わない
行う場合は、工事の進捗率が概ね50%に達した時期又は、躯体工事中（とりこわし工事完了時、配筋又は鉄骨建方完了時）及び内装工事等施工途中を検査の目安とし、工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議の上、発注者に申し出ること。

21 白蟻防除工事　この工事については、（公社）日本しろあり対策協会（以下「協会」という）発行「防除施工標準仕様書」（以下「防除」という）による。
この項目に記載の（防　　）内表示番号は、防除の当該項目を示す。
※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有機リン系薬剤とする。
※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする。
※土壌処理
処理の適用分　※行う　・行わない　(防 1.2)
処理の方法　※帯状散布法、面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う。　(防 1.3.(1))
・木材処理
処理の適用分　※行う　・行わない　(防 1.2)
処理の方法　※吹付け処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う。　(防 1.3.(2))
※処理の箇所
・木造の場合
※1.4.（2）①～⑥及び⑧に規定する箇所
・階段、合掌、小屋梁、間仕切、桁、火打梁などと敷桁又は軒桁との仕口面
・２階梁、火打梁と胴差との仕口面
・木造以外の場合
※1.4.（2）⑦に規定する箇所
・２以上の階の床面より１m以内にある木部でコンクリート、石、レンガに接する面
※保証書及び期間
白蟻防除工事について、下記事項を記載した５年保証書を提出すること。なお、保証書については元請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。
(ｱ)工事名称　(ｲ)建物の所在地　(ｳ)建物の構造・用途・面積　(ｴ)白蟻防除工事の施工面積　(ｵ)防除処理別並びに使用薬剤名、製造者名、施工年月日　(ｶ)登録施工業者会員名簿　(ｷ)施行した防除士の氏名及び登録番号・取得年月日・登録年月日　(ｸ)保証期間
※工事施工にあたり、協会発行「しろあり防除施工における安全管理基準」を遵守すること。

22 鹿児島県トライアル発注制度の製品等　製品名（　　）
施工箇所　※図示による　・（　　）

② 仮設工事

① 足場その他
内部足場　※脚立、足場板等　・（　　）　[2.2.1]
外部足場　[2.2.1]［表2.2.1］
種別　※Ａ種（手すり先行型足場）　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種
・防護シートによる養生
・防音シートによる養生
材料、搬去材等の運搬　[2.2.1]［表2.2.2］
・Ａ種　⊙Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種

② 既存部分の養生
既存部分の養生　⊙行う　・行わない
養生方法　※ビニルシート等による　・（　　）　[2.3.1]
既存家具等の養生　※ビニルシート等による　・（　　）　[2.3.1]
開口部の養生　・行う　・行わない
養生方法　・合板張りによる　・（　）
・設置範囲　※図示　・（　）
固定された備品、机、ロッカー等の移動　[2.3.1]
※行わない　・行う（図示）

3 仮設間仕切り
仮設間仕切り等の種別　[2.3.2]［表2.3.1］

種別	材質	仕上げ
・A種	・せっこうボード厚9.5両面張り　ｸﾞﾗｽｳｰﾙ充填厚さ（　）	・片面塗装
	・合板厚9両面張り　ｸﾞﾗｽｳｰﾙ充填厚さ（　）	・片面塗装
※B種	・せっこうボード厚9.5片面張り　・合板厚9片面張り	・
	・せっこうボード厚9.5（内部面）＋合板厚9（外部面）	
・C種	※シート張り	—
・仮設扉	・合板張木製扉　・　・	

4 監督職員事務所
⊙設ける　・設けない　[2.4.1]
（ 面積規模（　　）㎡程度 ）
仕上げの程度、設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。

⑤ 工事用水　構内既存の施設　⊙利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑥ 工事用電力　構内既存の施設　⊙利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑦ 現場表示板
規格　※下図による　・監督職員の承諾による
材質　※県産杉板　⊙監督職員の承諾による

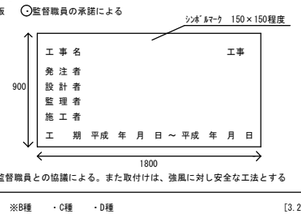

※設置位置は、監督職員との協議による。また取付けは、強風に対し安全な工法とする

土工事

1 埋戻し及び盛土
種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　[3.2.3]［表3.2.1］
Ｃ種の場合（発生場所　　）
（運搬先　　）
（運搬　・発生原因者側　・本工事　km ）

2 建設発生土の処理
※構外指示の場所　[3.2.5]
受け入れ場所（　　）
受け入れ場所での処置（・数きならし　※たい積 ）
搬出距離（　　）km
上記に示す受入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する
・構内指示の場所（・数きならし　・たい積 ）

3 防水改修工事

1 共通事項
施工標識　※監督職員と表示内容を協議し、指示の位置に標識を取り付ける
改修用ドレン（POAS,POASI,POD,PODI,POS,POSI,POXの場合）
取り付け方法等は、ルーフィング類製造所の仕様による

2 降雨等に対する養生方法（とい等）
※改修標仕3.1.3(e)(1)～(3)による　[3.1.3]

3 既存防水の処理
既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）　⊙行わない　[3.2.3.4.6]
既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）　⊙行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う（・M4AS・M4ASI・M4C・M4DI・L4X）　⊙行わない

4 既存防水層の下地処理
既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示　・　[3.2.6]
POS工法及びPOSI工法（機械式固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置　※改修標仕3.2.6(d)(3)(vii)①～③による　・

3 防水改修工事（続き）

5 アスファルト防水
屋根保護防水　[3.3.2～4.3.3.5]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用ｼｰﾄ	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－1 ※Ａ－2 ・Ａ－3			※ｶﾞﾗｽﾃｨｯｼｭﾌｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上 ・	※乾式　保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ　押え ・れんが　押え
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－1 ※Ｂ－2 ・Ｂ－3				
・Ｐ２ＡＩ ・Ｐ１ＢＩ ・Ｔ１Ｂ１	・ＡＩ－1 ※ＡＩ－2 ・ＡＩ－3 ・ＢＩ－1 ※ＢＩ－2 ・ＢＩ－3		（材質） ※JIS A 9511によるA種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板3種b ・ （厚さ）※25mm ・	※ﾌﾗｯﾄｻｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度	

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標仕表3.3.3から表3.3.9による　・
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標仕表3.3.3から表3.3.9による　・
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水下　60mm以上　・
・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの
（品質・性能・試験方法）
建築材料等品質性能表による
屋根露出防水
高日射反射率防水の適用 G　・有　※無
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・Ｍ４Ｃ	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・製造所の指定による	・製造所の指定による	
・Ｍ３Ｄ ・ＰＯＤ	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			・製造所の指定による	・製造所の指定による	脱気装置 ・設ける・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける・設けない
・ＰＯＤＩ ・Ｍ３ＤＩ ・Ｍ４ＤＩ	・DI-1 ※DI-2		（材質） ※JIS A 9511によるA種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの ・ （厚さ）※25mm ・	・製造所の指定による	・製造所の指定による	脱気装置 ・設ける・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける・設けない

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置の種類：　　、設置数量：　個/㎡
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示
屋内防水

工法	種別	施工箇所	備考
・Ｐ１Ｅ ・Ｐ２Ｅ	・E-1 ※E-2		保護層　・設ける ・設けない

押え金物の材質及び形状
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
屋根排水溝　※図示　・
高日射反射率防水の適用 G　・有　※無

6 改質アスファルトシート防水
防水層の種別　[3.4.2]

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J3			
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J2			脱気装置 ・設ける・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける・設けない
・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J2 ・AS-J4			脱気装置 ・設ける・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		（材質） ※JIS A 9511によるA種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの ・ （厚さ）※25mm ・	脱気装置 ・設ける・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける・設けない 防湿層 ・設ける・設けない

仕上塗料　※カラー　・シルバー
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標仕表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標仕表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標仕表3.4.1から表3.4.3による　・
脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシートの製造所の指定による
・脱気装置の種類：　　、設置数量：　個/㎡
押え金物
※改質アスファルトシート製造所の仕様による

株式会社　下舞設計
SHIMOMAI SEKKEI
鹿児島市金生町４番４号　TEL 099-222-4114

承認	作成年月日 R6.09	工事名称	薩摩藩英国留学生記念館デッキ等改修工事
担当責任者　製図	縮尺 no-scale	図面名称	建築改修工事特記仕様書（1）

一級建築士　日高雅人
（登録番号　第262818号）

区分 Ⓐ B E M
NO. 01
JOB NO.

6 内装改修工事（続き）

35 カーテンレール [20.2.14]

・再使用する　・新設する

材　種　※アルミニウム製　・ステンレス製

形式　・シングル　・ダブル

・片引き　・引分け

強さによる区分　※10-90　・

仕上げ　※アルマイト　・

形状　※角形　・

36 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・再使用する　・新設する

溝型×深さ（mm）　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示

材質　・集成材（仕上げ：　　）

※アルミニウム製　押出型材（市販品）

表面処理・C-1

・C-2

・

皮膜等の種類　※標仕表14.2.1による　・

・鋼製（仕上げ：　　）

37 コーナービード（壁ボード出隅保護金物）

材質　※アルミニウム押出型材差込型　・（　　）

※シルバー　・焼付　・（　　）

施工箇所　※図示

38 天井見切縁

材質　※アルミニウム押出型材　○塩化ビニル製

施工箇所　※仕上表による　・（　　）

39 天井(壁)点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製 ・	※450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・気密形	・屋内外用 ・屋内用	※額縁タイプ ・目地タイプ	※額縁タイプ ・目地タイプ

（品質・性能・試験方法）　建築材料等品質性能表による

40 床点検口

形式	材種	寸法	形式		備考
天井	※アルミニウム製 ・	※450×450 ・600×600	一般形	・額縁タイプ ・目地タイプ	適用箇所は 天井伏図による
床	（底板） ※鋼製 ・ （枠） ※アルミニウム製 ・ （目地） ※ステンレス製 ・	・450×450 ※600×600			適用箇所は 平面図による

（品質・性能・試験方法）　建築材料等品質性能表による

41 仕上塗材仕上げ

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 [15.5.2]

※規制対象外　・

仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状等
・薄付け仕上塗材	・内装薄塗材E	・	・砂壁状じゅらく
	・内装薄塗材W	―	・京壁状じゅらく
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	・	・砂壁状
	・こて塗用軽量塗材	・	・平たん状

⑦ 塗装改修工事

① 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 [7.1.3]

※規制対象外　・

防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。

・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

② 下地調整

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7.2.2～7]

※塗替え面積の30%　・図示　・

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	※ＲＢ種　・	標準仕様書(18.2.1) 素地ごしらえによる	・
鉄鋼面	※ＲＢ種　・		
亜鉛めっき面	※ＲＢ種　・		
亜鉛めっき面（鋼製建具）	※ＲＢ種　・		
モルタル、プラスター面	※ＲＢ種　・		・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)、ＡＬＣパネル面	※ＲＢ種　・		・行う ・行わない
コンクリート面(DP)、押出成形セメント板面	・		・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	※ＲＢ種　・		―

3 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別 [7.3.2～3]

塗装面			塗料	工程
鉄鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	Ａ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種　・
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	Ｂ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	Ｂ種	※Ｂ種　・
亜鉛めっき面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	・Ｂ種　・Ａ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	・Ｂ種　・Ａ種	※Ａ種　・
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｃ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	Ｃ種	※Ａ種　・

⑦ 塗装改修工事（続き）

④ 塗装

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・クリヤラッカー塗り（CL）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（FE）		―	―
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り（NAD）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
○耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面　上塗り等級（　）級	・	Ａ種
	亜鉛めっき鋼面　上塗り等級（　）級	・	Ａ種
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・	・
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の木部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	屋外の鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）		※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP-T）		※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・ラッカーエナメル塗り（LE）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・オイルステイン塗り（OS）		―	―
○木材保護塗料塗り（WP）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め

※改修標仕表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め

※改修標仕表7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

5 フッ素樹脂塗装

打放しコンクリート面保護工法

（下塗材）　水性　浸透性吸水防止材

（上塗材）　・水性フッ素樹脂クリヤー

・水性フッ素樹脂カラークリヤー

6 焼付塗装

素材	焼付種別	仕上げ	コート	ベーク	部位
・アルミニウム	・フッ素樹脂	・ソリッド ・メタリック			
	・ウレタン樹脂				
	・アクリル樹脂				
・ステンレス	・フッ素樹脂	・ソリッド ・メタリック			
	・ウレタン樹脂				
	・アクリル樹脂				
・亜鉛メッキ鋼板	・フッ素樹脂	・ソリッド ・メタリック			
	・ウレタン樹脂				
	・アクリル樹脂				

8 環境配慮改修工事

1 アスベスト成形板の処理等

処理を行うアスベスト成形板

※図示（仕上げ表による）

施工調査 [9.1.1.3～5]

※アスベスト含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。

調査範囲（※改修対象部位　・図示　）

貸与資料（　　）

・アスベスト含有建材の石綿含有率測定

※　JIS A 1481　「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による

・（　　）

材料名	定性分析	定量分析
	・（検体数：　）	・（検体数：　）
	・（検体数：　）	・（検体数：　）
	・（検体数：　）	・（検体数：　）
	・（検体数：　）	・（検体数：　）

アスベスト粉じん濃度測定 [9.1.1]

・行わない

・行う（下表よる）

測定室（・　・　・　）

測定時期	測定場所	室名（　）測定点	室名（　）測定点	備考
処理作業前	処理作業室内	（　）点	（　）点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	（　）点	（　）点	
処理作業中	処理作業室内	（　）点	（　）点	
	セキュリティーゾーン入口	（　）点	（　）点	
	負圧・除じん装置の排出口	（　）点	（　）点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	（　）点	（　）点	
処理作業後	処理作業室内	（　）点	（　）点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	（　）点	（　）点	
測定点合計		（　）点		

2 吹付けアスベストの処理

吹付けアスベストの施工調査　※行う [9.1.1]

アスベスト含有分析調査　・行う

※JIS A 1481　「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による

・（　　）

材料名	定性分析	定量分析
	・（検体数：　）	・（検体数：　）
	・（検体数：　）	・（検体数：　）
	・（検体数：　）	・（検体数：　）
	・（検体数：　）	・（検体数：　）

試料採取場所　※図示　・（　　）

アスベスト粉じん濃度測定

※行う

測定時期	測定場所	室名（　）測定点	室名（　）測定点	備考
処理作業前	処理作業室内	（　）点	（　）点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	（　）点	（　）点	
処理作業中	処理作業室内	（　）点	（　）点	
	セキュリティーゾーン入口	（　）点	（　）点	
	負圧・除じん装置の排出口	（　）点	（　）点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	（　）点	（　）点	
処理作業後	処理作業室内	（　）点	（　）点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	（　）点	（　）点	
測定点合計		（　）点		

測定室（・　・　・　）

測定点（・表による　・各測定場所毎１ヶ所　合計８点）

アスベスト含有吹付け材の除去 [9.1.3]

除去対象範囲　※図示

除去工法　※[9.1.3]（b）(1)(i)～(iv)による

除去したアスベスト含有吹付け材の処理

※密封処理　・セメント固化

3 アスベスト含有保温材等の処理

アスベスト含有保温材等の施工調査　※行う [9.1.1]

処理を行うアスベスト含有保温材等の仕様等

材料名	厚さ(mm)	処理を行う範囲
・アスベスト含有保温材		※図示　・
・アスベスト含有耐火被覆板		※図示　・
・アスベスト含有断熱材		※図示　・

4 断熱材 G

フェノールフォームのホルムアルデヒドの放散量 [9.3.2] [9.5.2]

※規制対象外品　・第三種品

・打込み断熱材

材種	発泡剤の種類	種類	厚さ
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材	A種		
※押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材	A種	※保温板2種b（一般部） ・保温板3種b（接地部分）	※25　・（　） ・（　）
・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ	A種		
・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ	A種		

・現場発泡断熱材（A種１） [9.5.3]

難燃性	厚さ(mm)	施工箇所
難燃性を有すること	・25 ・（　）	※窓廻り等の断熱材補修部分、ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ廻りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・

5 外断熱改修工事 G

外装材

種類	防火性能	備考
・		

既存外壁の措置

既存外壁仕上げ材の撤去　・あり　・なし

下地面の清掃　・行う　・行わない

欠損部の改修方法　・改修標準仕様書4.1.4による　・

工法

通気層の有無　・あり（　mm）　・なし

断熱材の施工　※断熱材製造所の仕様による　・

外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）

・適用しない

6 屋上緑化改修工事 G

植栽基盤及び材料 [9.6.1.2.3]

屋上緑化軽量システム　※適用する　・適用しない

芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・

見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等　※図示　・

（品質・性能・試験方法）　建築材料等品質性能表による

かん水装置　※設置する（種類　・　・　）

既存保護層の撤去　・行う　・行わない

支柱　・設置する（種類　・図示　・　）

7 透水性アスファルト舗装改修工事

適用範囲：歩道 [9.7.2～7、9.7.9]

既存舗装の撤去及び再利用　※図示　・

路床

路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土 G	・図示 ・
・遮断層	※川砂、海砂又良質な山砂（75μmふるい通過量10%以下） ・	・図示 ・
・凍上抑制層	※再生クラッシャラン G　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又良質な山砂（75μmふるい通過量10%以下） ・	・図示 ・
・フィルター層	※砂 ・	・図示 ・

路床安定処理

※添加材料による安定処理

種類　・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントＢ種

・生石灰（・特号　・１号）　・消石灰（・特号　・１号）

・

添加量　kg/m³（目標CBR　・５以上　・　）

・ジオテキスタイル

単位面積質量　・60g/m² 以上　・

厚さ(mm)　・0.5～1.0　・

引張強さ　・98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・

透水係数　・1.5×10⁻⁴cm/sec以上　・

試験

砂の粒度試験　・行う　・行わない

路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない

路床締固め度の試験　・行う　・行わない

路盤

路盤の構成及び厚さ　・図示　・

路盤材料　※再生材のクラッシャラン G

・クラッシャラン鉄鋼スラグ G

・

・図示

⑧ 環境配慮改修工事（続き）

試験

路盤締固め度の試験　※行う　・行わない

舗装

材料	厚さ(mm)
ストレートアスファルト	・図示　※30

試験

透水性アスファルト混合物等の抽出試験　※行う　・行わない

舗装の平たん性　※著しい不陸がないもの　・

8 排水性アスファルト舗装 G

[22.8.2、3、6]

区分	種類	材料	厚さ(mm)
表層	・排水性舗装用ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物 ・	※ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅡ型 ・	・図示 ※ 40
基層	・加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物等（密粒ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物） ・	・再生ｱｽﾌｧﾙﾄ G ・ｽﾄﾚｰﾄｱｽﾌｧﾙﾄ	・図示 ・

舗装の平たん性　※著しい不陸がないもの　・

試験

アスファルト混合物等の抽出試験　※行う　・行わない

9 路盤

路盤の厚さ　・図示　・ [22.2.2、3、5]［表3.2.1］

路盤材料　・砕石　C-40

※再生クラッシャラン G　RC-40

・クラッシャラン鉄鋼スラグ G　CS-40

・

・図示

試験

路盤締固め度の試験　※行う　・行わない

10 アスファルト舗装

アスファルト舗装の構成及び厚さ　※図示　・ [22.4.2～6]［表22.4.1］

材料

アスファルト　※再生アスファルト G　・ストレートアスファルト

骨材　・道路用砕石

※アスファルトコンクリート再生骨材 G

加熱アスファルト混合物等の種類

区分	地域	種類
表層	・一般地域	※密粒度アスファルト混合物（13） ・細粒度アスファルト混合物（13）
基層	一般地域	粗粒度アスファルト混合物（20）

シールコートの施工　・行う　・行わない

試験

アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない

舗装の平たん性　※通行の支障となる水たまりを生じない程度

・

その他特記事項

① 手摺　・ＦＲＰ製外装手摺材

② ロープ・滑車　・既存物と同等品